

平成 31 年 1 月 16 日

答申第 1 号（諮問書 甲総第 238 号平成 30 年 10 月 10 日）

甲良町長 野瀬 喜久男 様

甲良町情報公開・個人情報保護審査会

会長 高橋 進

答申

1 甲良町情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という）の結論

諮問事項「甲良町職員懲戒処分の公表指針（平成 30 年 8 月 8 日施行）の第 2 公表内容 ただし書き以下のとおり、「懲戒免職の場合には、氏名についても公表」して、運営を行いたいので、甲良町個人情報保護条例（平成 18 年条例第 2 号）第 13 条第 1 項第 7 号に則り、審査会の意見を求める」について、甲良町個人情報保護条例第 13 条第 1 項第 3 号及び第 4 号に該当する場合を除き、氏名の公表に際してはその都度、本審査会の意見を聴いた上で、実施するものとするべきである。

2 理由

甲良町職員懲戒処分の公表指針の「第 2 公表内容」において、原則として公表内容は「個人が識別されない内容のものとするを基本として公表するものとする。」と規定しているように、懲戒処分を受けた者のプライバシー保護の必要性を認めている。しかし、ただし書きにおいて、「懲戒免職の場合には、氏名についても公表する。」と例外扱いをしているところである。本諮問書において、「特に懲戒免職は、町民の信頼を真に損なう非違行為を行った者に対し、社会的制裁を与えるために氏名についても公表する。」としているが、懲戒免職処分を受けた者についても、プライバシー保護の原則は守られる必要があり、氏名の公表は慎重に行われるべきである。しかし同時に、町政に対する町民の信頼を確保するために、重大な非違行為を行った者に対して町政が公正で厳格な対応をしていることを町民に知らしめることは、町政を担当する者の責任であることも明らかである。

以上の理由から、上記のように判断する。

3 結論

以上のとおり、甲良町個人情報保護条例第 13 条第 1 項第 3 号及び第 4 号に該当する場合を除き、懲戒免職者の氏名の公表に際してはその都度、本審査会の意見を聴いた上で、実施するべきである。

4 審査会の経過

審査会の審議経過は別紙 1 審議会の審議経過のとおりである。

別紙 1 審査会の審議経過

年月日	内容
平成 30 年 10 月 10 日	諮問を受ける（甲総第 238 号 平成 30 年 10 月 10 日）
平成 30 年 12 月 21 日	審議
平成 31 年 1 月 16 日	答申（平成 30 年度答申第 1 号）

甲良町情報公開・個人情報保護審査会

職名	氏名
会長	高橋 進
副会長	佐口 裕之
委員	上野 初子
委員	藤居 桂三
委員	松原 歌子